

# 奥多摩町ふるさと納税 返礼品選定及び取扱基準

令和5年4月  
令和6年12月 改定

奥多摩町

## 目次

(目的)	
第1条 目的	1
(応募要件)	
第2条 応募者の要件	1
1 事業者等	1
2 インターネット接続環境	1
3 ふるさと納税ポータルサイト	1
4 サンプル等の提供	1
5 調査等への協力	1
6 法令遵守等	1
(返礼品の要件)	
第3条 返礼品の要件	2
1 共通事項	2
2 役務（サービス）について	2
(提案)	
第4条 提案	3
1 提案上限	3
2 その他	3
(金額設定)	
第5条 返礼品の金額設定	3
1 金額設定の基準	3
2 寄附金額の決定	3
(提案手続)	
第6条 提案の手続	3
1 提出書類	3
2 提出方法	4
3 提出先	4
4 応募に要する費用	4
5 応募書類等の取扱い	4
(質疑応答)	
第7条 質疑応答等	4
(失格事項)	
第8条 失格事項	4

1	要件不適合	5
2	虚偽記載	5
3	不誠実な行為	5
(選定方法)		
第9条	選定方法	5
1	提案書等の書面審査	5
2	審査方法	5
3	ヒアリング等の実施	5
(選定後の対応)		
第10条	選定後の対応	5
1	選定結果の通知	5
2	契約締結	5
(変更又は廃止)		
第11条	返礼品の変更又は廃止	5
1	返礼品の変更又は廃止	5
(配送方法)		
第12条	返礼品の配送方法	6
1	配送方法	6
2	受付の一時停止	6
3	返礼品の発送等	6
(個人情報の取扱い)		
第13条	個人情報の取扱い	7
1	個人情報の取扱いについて	7
(その他)		
第14条	その他	7
1	問合せ対応	7

## (目的)

### 第1条 目的

奥多摩町ふるさと納税返礼品選定及び取扱基準（以下「取扱基準」という。）は、寄付者がふるさと納税を行うことで、奥多摩町（以下「町」という。）を応援する契機となるような返礼品を提供できるよう、寄付者への返礼品の提供事業者（以下「返礼品登録事業者」という。）及び提供する品、サービスの募集その他の手続きに関して必要な事項を定める。

## (応募要件)

### 第2条 応募者の要件

返礼品の提案に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

#### 1 事業者等

次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、営業所又は生産拠点（以下「本社等」という。）を町内に有する法人・団体又は町内で事業活動を行っている個人事業主
- (2) 町内で生産されたものを原材料として製造し、又は加工している品物を取り扱う町内の法人・団体又は個人事業主（前項に該当するものを除く。）
- (3) 町内で役務（サービス）の提供を行っている事業者

#### 2 インターネット接続環境

返礼品の受発注及び納品の管理等のため、電話、メール等の通信手段及びインターネットに接続できるパソコン等を有し、文書作成、表計算操作、PDFファイルの閲覧、ファイルの保存、メールの送受信、ファイル添付、ブラウザ閲覧等の操作ができること。

#### 3 ふるさと納税ポータルサイト

- (1) 返礼品として選定された場合、町が利用しているふるさと納税ポータルサイトに掲載することが可能であること。（ただし、ふるさと納税ポータルサイトの取扱基準により、特定のポータルサイトに限定して公開する必要があるものは除く。）
- (2) 町が指定するふるさと納税の委託事業者が行う返礼品の調達及び発送等の業務に協力できること。

#### 4 サンプル等の提供

返礼品として選定された場合、サンプル用又は撮影用の品（食品及び瓶詰めされたものその他、指定する品物をいう。）の提出が必要な場合にそれに係る費用、送料等の負担ができること。

#### 5 調査等への協力

- (1) 返礼品として選定された場合、町が必要に応じて実施する地域経済への波及効果等を計るための調査、地場産品基準や食品の産地表示の調査等に協力すること。

#### 6 法令遵守等

- (1) 町税等の滞納がないこと。ただし、町に本社等が所在していない場合は、本社等が所在する市区町村において課された市区町村民税に滞納がないこと。
- (2) 奥多摩町暴力団排除条例（平成24年3月8日条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当していないこと。
- (3) 各種法令等を遵守すること。

## (返礼品の要件)

### 第3条 返礼品の要件

#### 1 共通事項

- (1) 地場産品基準  
平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定する総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）のいずれか1つ以上を満たすものであること。また、この告示に関する総務省が発する文書に適合するものであること。
- (2) 食品の産地名の適正表示  
返礼品が食料品である場合、産地名の表示が適正にされていること。
- (3) 町の魅力発信  
町の持つ魅力を表し、魅力の発信に資するものであること。
- (4) 安定供給  
年間を通じて安定的な供給が可能であるもの。原則、発注を受けてから1か月以内に提供できること。
- (5) 消費又は賞味期限  
飲食品については、出荷後5日以上消費又は賞味期限が保証されるもの。
- (6) 配送基準  
配送業者が定める配送基準を満たすもの。
- (7) 情報提供
  - ア 町が求める場合に、提供価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出することができること。
  - イ 返礼品に関する情報（返礼品として提供されている品の名称、説明文、画像データ、取扱事業者名等）を町に対して提供可能であること。
  - ウ 飲食品については、アレルギー情報を提供可能であること。
- (8) サンプル等  
町が求める場合に、無償で返礼品等のサンプル又は見本を提供できること。
- (9) 著作権等  
キャラクター等を使用する場合等、取扱事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (10) その他
  - ア 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
  - イ 公序良俗に反しないものであること。
  - ウ 異なる提案者から、提案内容が同一又は同等と認められるものの提案があった場合、製造元又はサービス提供主体の提案を優先するなどの調整を行う場合がある。なお、いずれも主体による提案でない場合には、基本として提案価格の低い商品を優先する。

#### 2 役務（サービス）について

- (1) 町内で提供される役務（サービス）  
町内において提供される、次のいずれかの種類に属する役務（サービス）であること。なお、複数種類を組み合わせる役務（サービス）であって、旅行業の登録が必要となる役務（サービス）を返礼品として応募する場合は、当該役務（サービス）の提供にあたり必要な旅行業の登録を認められている者であること。
  - ア 宿泊（町内施設における宿泊）
  - イ 観光（町内スポットへの観光）
  - ウ 体験（町の魅力を伝える体験例：町内ハイキングツアー）

- エ 食事（奥多摩町ならではの特産品を活用した食事プラン等）
- オ その他（町の魅力発信に資するサービス等）
- (2) 地場産品基準  
地場産品基準や総務省の発する文書の考え方に適合する役務（サービス）であること。具体的には、次のいずれかの点を満たしているものであること。
  - ア 原則、町内において提供される役務（サービス）であること。
  - イ 役務（サービス）の主要な部分が相当程度奥多摩町に関連性があること。
- (3) 感染症対策  
感染症対策が国等から求められている場合、十分に対策が実施されていること。（感染症への対応が可能であること。）
- (4) 利用券の発行
  - ア 役務（サービス）の提供にあたっては、原則、当該役務（サービス）に係る「利用券」を発行し寄附者へ送付すること。また、原則として、発行から1年以内の有効期限を有するものであること。また、利用券には記名又は通し番号を付記する等、転売の防止措置を施すこと。
  - イ 返礼品として採用後、利用券等の見本を町に提出すること。
- (5) 関連事業者の同意  
役務（サービス）の提供にあたり、応募者以外に関連する事業者等がある場合は、当該事業者等に、町のふるさと納税返礼品として提供することについて、あらかじめ同意を得ていること。
- (6) その他
  - ア 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものでないこと。（専ら一般的な観光目的のものを除く。）
  - イ 本事業の目的を達成するためにふさわしい役務（サービス）内容等であること。

#### （提案）

### 第4条 提案

#### 1 提案上限

- (1) 事業者が提案できる品数は、1回の応募あたり合計3品を上限とする。
- (2) 1事業者あたりの返礼品登録上限数は10品とする。

#### 2 その他

- (1) 同一の規格であって、材質若しくは色違いのもの又は詰め合わせの品（セット品）については、1品と算定する。

#### （金額設定）

### 第5条 返礼品の金額設定

#### 1 金額設定の基準

返礼品の金額設定については、提供する品の本体価格、梱包費等必要な経費及び消費税を加えるものとする。

#### 2 寄附金額の決定

寄附金額は、総務省の基準に基づき、原則として前項で設定した金額に3分の10をかけた額（千円未満切り上げ）を下限として、町が決定する。

#### （提案手続）

### 第6条 提案の手続

#### 1 提出書類

応募者は、次に掲げる書類（以下「提案書等」という。）を提出しなければならない。

- (1) 奥多摩町ふるさと納税返礼品提案書（様式1）  
提案品1点につき、1部提出すること。
- (2) 提案品等の写真  
写真はデータで提出すること。  
なお、提出のあった写真は選定に使用するほか、返礼品として選定された場合は、ふるさと納税ポータルサイト等で使用するため、品物等の持つ魅力が伝わるものとする。  
ア 物品等  
（ア）提案品の写真。飲食品の場合は、品物自体の写真及びパッケージ写真 1枚以上  
（イ）箱詰め状態の写真（寄附者が受け取る状態のもの） 1枚以上  
（ウ）使用イメージ、飲食品の場合は盛り付け例 任意提出  
（エ）事業者の写真又は生産地の写真 1枚以上  
イ 役務（サービス）等  
（ア）提案品（サービス提供時）の内容がわかる写真 1枚以上  
（イ）事業者の写真又は役務提供場所の写真 1枚以上
- (3) 納税証明書  
町民税等の滞納のないこと。ただし、新規設立法人であって、企画提案書の提出日現在、最初の事業年度に係る法人市区町村民税の納付実績がない場合は、翌年度、課税分のものを後日提出すること。非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- (4) 食品衛生法に基づく営業許可書の写し  
飲食品の提供又は役務（サービス）の中で飲食物を提供する場合、対応する営業許可を証明する書類の写しを提出すること。なお、営業許可の内容・手続等の詳細については、応募者が管轄の保健所に確認すること。

## 2 提出方法

奥多摩町ふるさと納税返礼品提案書を次項に示すメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。

## 3 提出先

- (1) メールアドレス  
zaisei■town.okutama.tokyo.jp  
※上記の記号「■」を「@」に置き換えてください

## 4 応募に要する費用

本提案に係る書類等の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。

## 5 応募書類等の取扱い

提出された書類は、選定の結果に関わらず返還しない。

### （質疑応答）

#### 第7条 質疑応答等

返礼品の提案に関する質問は、前条に示す提出先のメールアドレス宛に電子メールにて行う。

### （失格事項）

#### 第8条 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 要件不適合
  - (1) 第2条及び第3条に定める要件を満たしていない場合
  - (2) この取扱基準で示された提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しないものの提出があった場合
- 2 虚偽記載  
提出書類等に虚偽の記載があった場合
- 3 不誠実な行為  
選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

#### (選定方法)

### 第9条 選定方法

- 1 提案書等の書面審査  
提出された提案書等及びこの取扱基準に定める事項に基づき、次のとおり採用予定返礼品の特定に係る可否を選考する。
- 2 審査方法  
本取扱基準に定めるもののほか、総合的な観点から審査を行う。
- 3 ヒアリング等の実施  
町が選定において必要と判断したときは、ヒアリング及び提案品の試食、試飲、目視等（以下「試食等」という。）による審査（以下「ヒアリング等」という。）を行うことができる。また、ヒアリング等を実施する場合は、対象となる応募者に対しては、ヒアリング等の日時、場所及び実施方法等について、個別に連絡する。  
なお、ヒアリング等における試食等及び運搬に要する費用については、全て応募者の負担とする。

#### (選定後の対応)

### 第10条 選定後の対応

- 1 選定結果の通知  
採用する返礼品を決定したときは、全ての応募者に対し、奥多摩町ふるさと納税返礼品審査結果通知書（様式2）にて、次の事項を通知する。
  - (1) 採用予定返礼品の名称及び応募者名
  - (2) 審査結果
  - (3) 採用する返礼品として決定された品等に係る応募者については、その後に予定される契約手続等
- 2 契約締結  
通知後、返礼品登録事業者は、町が委託するふるさと納税業務委託事業者と改めて返礼品の提供に係る契約を締結する。

#### (変更又は廃止)

### 第11条 返礼品の変更又は廃止

- 1 返礼品の変更又は廃止
  - (1) 変更又は廃止の届出  
返礼品の変更又は廃止を希望する場合には、原則としてその2か月前（ただし、返礼品変更又は廃止が、寄附者に対してサービス等を提供するために必要な機材その他の故障・滅失等のやむを得ない事由による場合を除く。）までに、奥多摩町ふるさと納税返礼品変更（廃止）申請書（様式3）を提出しなければならない。

- (2) 変更（廃止）通知
  - ア 町は内容を審査の上、問題がなければ、当該返礼品を廃止又は変更するものとし、奥多摩町ふるさと納税返礼品変更（廃止）決定通知書（様式4）により、返礼品登録事業者に対して通知する。なお、町が返礼品変更（廃止）決定をするまでの間に寄附者から申込があった場合には、町と協議の上、やむを得ない場合を除き、変更又は廃止前と同一の返礼品を寄附者に対して送付する。
  - イ 当該返礼品の提供が不可能となった場合については、町と協議の上、同等の価値を持つ代替品を事業者の責任で提供する。
- (3) 廃止
  - ア 次に掲げる場合は、町は何らの通知等を行うことなく、当該返礼品登録事業者の提供する返礼品を廃止できる。
    - (ア) 返礼品登録事業者が、第2条に定める応募条件を満たさなくなった場合
    - (イ) 返礼品登録事業者の提供する返礼品が、第3条に定める返礼品の条件を満たさなくなった場合
    - (ウ) 返礼品登録事業者の行為により、町のイメージ等を損なう事態を生じさせた場合
  - イ 上記（ア）～（ウ）に係る事実が判明次第、速やかに町に報告しなければならない。また、代替品の提供その他必要な対応について町と返礼品登録事業者で協議する。
- (4) 返礼品の見直し
  - ア 寄附申込状況等を踏まえ、町と返礼品登録事業者で協議の上、返礼品の内容について見直しをすることができる。
  - イ 町長は、地方税法等の改正又は地場産品基準等の見直しにより、「返礼品等」の要件等が変更された場合には、協議を経ずに返礼品の見直しをすることができる。
  - ウ 本取扱基準の施行日又は返礼品を公開した日の属する年度の翌年の4月1日から起算して3年間、ア、イに規定する返礼品の見直しをせずに、返礼品の受注がなかった場合は、町は当該返礼品の公開を中止又は返礼品の廃止をすることができる。

## （配送方法）

### 第12条 返礼品の配送方法

#### 1 配送方法

配送方法は、原則として町が契約する事業者により、集荷及び配送を行うものとする。ただし、寄附件数の状況等により、町と返礼品登録事業者の協議に基づき、直接返礼品登録事業者から配送することができるものとする。送料については、実際に要した額とし、これを町が負担する。但し、返礼品の不備、不良等により再配送が必要となった場合については、この限りではない。

#### 2 受付の一時停止

発注を受けてから返礼品の発送までの期間が1か月以上要することとなった場合（事前に寄附者に明示しているものを除く。）は、協議の上、受付を一時停止することができる。

#### 3 返礼品の発送等

町と返礼品登録事業者の協議に基づき、直接返礼品登録事業者が返礼品を発送する場合は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 返礼品登録事業者は、依頼があった返礼品を寄附者が指定する住所へ送付する。
- (2) 返礼品登録事業者は、集荷依頼後原則として1か月以内に返礼品を発送すること。
- (3) 返礼品登録事業者は、町が求める場合は、町が指定するパンフレット等を同封しなければならない。
- (4) 返礼品登録事業者は、返礼品発送時に限り、寄附者からの求めがない場合であっても、自らの事業等に係るパンフレット等を同封することができる。
- (5) 返礼品登録事業者は、紛失その他寄附者の都合により返礼品の再発送を求められたとしても、送達記録等により返礼品が寄附者あてに届いていることが確認できる限り、再発送には応じないこと。
- (6) 万が一再発送に応じた場合においても、これに係る費用は返礼品登録事業者が負担すること。

### **(個人情報の取扱い)**

#### **第13条 個人情報の取扱い**

##### **1 個人情報の取扱いについて**

- (1) 返礼品登録事業者は、この事業に係る業務を処理するにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令等を遵守するとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう最大限努めなければならない。
- (2) 返礼品登録事業者は、この事業に係る業務を処理するために町等から提供される寄附者に係る個人情報（個人情報が記載された資料を含む。以下同じ。）を、返礼品の送付目的以外に利用してはならない。ただし、返礼品以外の商品申込等により、返礼品登録事業者が寄附者から直接入手した個人情報を除く。

### **(その他)**

#### **第14条 その他**

##### **1 問合せ対応**

- (1) 返礼品の詳細や役務（サービス）の予約等に係る寄附者（町への寄附を検討している方を含む）からの問合せについては、返礼品登録事業者が対応すること。
- (2) 天災、荒天、疾病の流行等、責めに帰すことのできない理由から、返礼品登録事業者が物品等を提供できない場合については、代替品の提供等の措置を町と協議の上で対応すること。
- (3) 返礼品の提供に伴う事故又はトラブル等は、すべて返礼品登録事業者の責任において対応する。必要に応じて、損害保険等へ加入すること。
- (4) 返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合には、返礼品登録事業者は真摯に対応し、解決に努めるとともに、苦情等の内容について速やかに町に報告する。
- (5) 返礼品に関して、新聞・TV等のメディアから取材依頼があった場合には、返礼品登録事業者は事前に町へ報告し、必要に応じて業務に支障のない範囲で対応する。また、取材対応を行った場合には、その日時・内容等について、速やかに町へ報告すること。